

2020年1月31日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 韓国2020年税制改正法 が成立

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

### エグゼクティブサマリー

韓国では、2019年12月10日に国会で可決された2020年税制改正法（以下、「2020年税制改正」）<sup>1</sup>が、2019年12月31日に施行されました。別途記載されていない限り、2020年税制改正は、2020年1月1日以降に始まる会計年度から適用されます。改正に関してさらに具体的なガイダンスを提供する施行令は、2020年2月に制定される予定です。

本アラートでは、新しい税法及び改正された税法の主要事項を解説します。

### 詳細解説

#### 韓国外で登録された特許に対するロイヤルティ課税

2020年税制改正では、韓国国内の製造または生産活動で使用される、国外で登録された特許権等に含まれる製造ノウハウ、技術、または情報に対する支払いは、韓国法人税法上「その他類似の財または権利」の使用に対するロイヤルティと再分類され、韓国源泉のロイヤルティ収益とみなされます。この規則は、2020年1月1日以降に行われた支払いに適用されます。

さらに、2020年税制改正では、韓国外で登録された特許の侵害に対して韓国企業が特許権者に補償を支払う場合、その支払いは10%の地方所得税を含む源泉税率16.5%の対象となる「その他の収入」として分類されるという新規則を導入しています。この規則は、2020年1月1日以降に行われた支払いに適用されます。

## 不動産化体株式の譲渡に関する韓国の源泉所得

不動産化体株式の譲渡に係る韓国源泉所得の課税権を確保するため、2020年税制改正では、韓国源泉所得として、韓国との租税条約を締結している特定国との租税条約の解釈・適用に関連する相互協定<sup>2</sup>により韓国に課税権があると認められる不動産化体株式等の譲渡所得<sup>3</sup>が含まれることとなります。

この取扱いは、非居住者の個人及び企業に適用されます。

## 「濫用取引」に係る新要件

韓国のLaw for the Coordination of International Tax Affairs (LCITA)には、租税条約の恩典適用に係る濫用取引について、「実質主義 (Substance over form)」の原則が織り込まれました。

2020年税制改正により、ある取引に係る租税債務について、LCITAの参照する大統領令で規定された金額(例:50%)が軽減される場合、納税者に立証責任が課され、その取引が適切な事業上の理由を有し、租税回避の意図がないことを証明することが義務付けられました。要件を満たさない場合、取引は濫用取引として扱われ、LCITAに基づく「実質主義」原則に従って課税されます。

## 現物出資によるキャピタルゲインの分割払い

2020年税制改正では、適格現物出資により新しく韓国持株会社を設立する場合、そして既存の韓国企業を韓国持株会社に転換する場合において、出資に対するキャピタルゲイン課税を、現物出資の5年目から始まる3年間にわたって分割払いで支払うことが義務付けられました。

この規則は、2022年1月1日以降に発生する現物出資/株式譲渡に適用されます。

## 証券取引税の軽減

2020年税制改正により、店頭及び非上場の証券取引に係る0.5%の証券取引税率が、0.45%に引き下げられます。この税率の引き下げは、2020年4月1日以降に発生する取引に適用されます。

## 国際取引に係る書類提出要件

2020年税制改正により、マスターファイル/ローカルファイルの提出が必要となる納税者<sup>4</sup>は、韓国における国際取引に係る説明資料の提出が免除されます。

さらに、納税者が合理的な理由なく法定期限<sup>5</sup>までに独立企業間価格算定方法を実証する書類を提出しなかった場合、韓国税務当局は、比較可能な事業を行う納税者からの情報に基づいて独立企業間価格を推定して課税することができます<sup>6</sup>。

## 追加の移転価格(TP)文書の提出不履行に対するペナルティ

現行の法律では、納税者が法定期限内に移転価格文書の提出を怠った場合、または虚偽の文書を提出した場合、最大1億ウォン(約85,000米ドル)のペナルティが課されます。

2020年1月1日からは、要求されたTP文書が提出されるまで最初のペナルティ通知から30日ごとに、最大2億ウォン(約170,000米ドル)の追加ペナルティが課される可能性があります<sup>7</sup>。

## 源泉徴収税に係るペナルティ上限額の引き上げ

現在、法定期限内に源泉徴収税の納付、または源泉税の徴収を怠った納税者は、源泉税の未納付または過少納付額の最大10%のペナルティ対象となる可能性があります。2020年税制改正により、ペナルティ上限が源泉税の未納付または過少納付額の50%に引き上げられます<sup>8</sup>。

## 巻末注

1. 2019年8月5日付EY Global Alert「Korea announces 2019 tax reform proposals」をご参照ください。
2. 1999年6月23日に、米国内国歳入庁と韓国の財政経済部は、米国人による特定の韓国の不動産会社の株式の譲渡所得に関する相互協定を、米国-韓国所得税条約第27条に基づき締結しました。
3. 「不動産」という用語には、韓国企業が保有する不動産の価値が企業総資産価値の50%以上である場合、当該企業の株式が含まれます。
4. 2020年2月に制定される予定の施行令の改正です。
5. 納税者は、要請された日から60日以内に書類を提出する必要があります。最大60日間の1回限りの延長が認められる場合があります。
6. 2020年2月に制定される予定の施行令の改正です。
7. 2020年2月に制定される予定の施行令の改正です。
8. 改正されたペナルティ上限額つき、法定期日から納税通知日までの期間は、源泉税の未納付または過少納付額の10%を上限とします。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

野本 誠	パートナー	makoto.nomoto@jp.ey.com
太田 光範	アシエートディレクター	mitsunori.ota@jp.ey.com
崔 翼彩	シニアマネージャー	ik.c.choi@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200131

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)